

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

社債等登録法が廃止されたこと及び行政組織の見直しに伴い、鳥取県公有財産事務取扱規則（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 規則の概要

(1) 社債登録法が廃止されたことに伴い、規則中同法を引用している規定を削る。

(2) 行政組織の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ その他所要の経過措置を講ずる。

鳥取県宿舍管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、貸付料に係る違約金の率を見直す。

2 規則の概要

(1) 貸付料に係る違約金は、延滞金額につき年3.7パーセント（現行 年3.4パーセント）の割合で計算した額とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

現業職員の給与に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

職員の育児休業等に関する条例等の一部が改正され、育児短時間勤務制度が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 育児短時間勤務制度の導入に伴い、育児短時間勤務をしている現業職員の給料月額について所要の規定の整備を行う。

(2) 職務の級が1級及び2級である職から自動車整備士、運転士、交換手及び道路技術員を削り、新たに現業技術員を加える。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成20年4月の組織改正に伴い、職員の職に新たに総室長、本部長、副本部長及び医療指導監の職等を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 職員の職について、次のとおり改める。

ア 新設する職

総室長、本部長、副本部長、医療指導監、総括主計員、航海士長、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主

任、児童指導主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、研究主任、副看護師長及び現業技術員の職を加える。

イ 廃止する職

事務局次長、生活指導員、船員、理療師、自動車整備士、運転士、交換手及び道路技術員の職を削る。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

病院局の内部組織を見直すことに伴い、地方公営企業法の規定に基づき、政治的行為等の禁止に関する地方公務員法の規定が適用されることとなる管理職等（以下「適用管理職員等」という。）の範囲を見直す。

2 規則の概要

(1) 病院局の適用管理職員等について、内部組織の見直しに伴い、次のとおり改める。

ア 臨床研修支援室長を加える。

イ 理学療法室長をリハビリテーション室長に改める。

ウ 医療安全対策室長を削る。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

雇用保険法等の一部が改正され、雇用保険の受給資格要件が原則として勤続12月以上（改正前 6月以上）とされたことに伴い職員の退職手当の支給に関する条例において同様の改正が行われたこと、船員保険法による失業等給付制度が廃止されること等にかんがみ、失業者の退職手当に関する規定について改正を行うほか、自己啓発等休業制度の導入等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 失業者の退職手当の受給資格要件を満たさずに退職した者に交付する在職票について、交付要件となる勤続期間を12月未満（現行 6月未満）とし、失業者の退職手当の受給資格要件を満たした者に交付する退職票又は退職票の返付及び再交付の申請期間を12月未満（現行 6月未満）とする。

(2) 自己啓発等休業をした場合における退職手当算定上の勤続期間（以下「勤続期間」という。）の算定について、規則で定める要件に該当する場合には自己啓発等休業をした期間の2分の1のみ除算することとされているため、当該要件を定める。

(3) 退職手当の調整額の算定に係る職員の区分について、他の職員との均衡を考慮して知事が特に必要と認める者の区分については、知事が別に定める。

(4) 勤続期間の算定の資料とするため、退職手当を受けようとする者が提出する退職手当支給調書に、過去の育児休業取得の有無とその期間等を記入する欄を設ける。

(5) 船員保険法による失業等給付制度の廃止に伴い、規則中引用している同法の根拠条項を削る。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。ただし、(2)は平成20年4月1日、(5)及びイは日本年金機構法の施行の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。